令和８年（フ）第１０７７号
さいたま市大宮区三橋１丁目1165番地10　グランヴィル大宮レジデンス202号室
債務者　田邊　　萌
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１６０号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目４番23―503号　センチュリー北鴻巣
債務者　柳澤　千治
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１８３号
さいたま市南区沼影１丁目６番28号　メゾン武蔵浦和参号館207
債務者　田戸綾衣子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４４号
さいたま市北区日進町２丁目1607番地３　大宮日進町住宅二号棟501号
債務者　三國ありな
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３９４号
さいたま市岩槻区大字南平野881番地
債務者　室伏　怜央
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４０８号
埼玉県和光市下新倉５丁目16番５号　レオネクストジャルディーノＣ202
債務者　塩谷　生子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４２４号
埼玉県蓮田市西城２丁目72番地３
債務者　荒木　遼太
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４３４号
埼玉県朝霞市本町１丁目38番75号　サンハイムイトウ301号
債務者　富永あい子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４３５号
埼玉県朝霞市本町１丁目38番75号　サンハイムイトウ301号
債務者　富永　優作
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５３３号
埼玉県草加市瀬崎３丁目24番23―102号
債務者　三科　悦子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６０３号
川崎市多摩区長沢１丁目20番８号　ハイツニューナガサワⅡ　103
債務者　徳永　邦彦
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８９号
新潟県三島郡出雲崎町大字神条1708番地
債務者　南波　和博
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１０５号
新潟県小千谷市大字千谷甲97番地７　ブライト201号、前住所埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目30番８号　カミングホーム１番館201号
債務者　金沢　未里
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１４５号
新潟県見附市今町４丁目４番30号
債務者　和田　朋美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第７１号
岐阜県土岐市駄知町1261番地の66
債務者　鈴木　美鈴
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１８４号
愛知県豊橋市曙町字南松原30番地５
債務者　中川　　潤
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８７号
愛知県豊橋市曙町字南松原30番地５
債務者　中川　啓子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３３３号
鹿児島市坂之上１丁目３番16号
債務者　宮崎栄子（法定代理人成年後見人二石祐太）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係